

GIS 大縮尺空間データ官民共有化推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「GIS 大縮尺空間データ官民共有化推進協議会」(以下「官民推進協議会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、国土交通省による GIS モデル地区実証実験(平成12~13年度調査)「地域空間基盤データの共有化手法(大阪地区)」において提言された、官民が所有する大縮尺空間データ(1/500 レベル地形図データ)を相互に流通させ、大阪地区における空間基盤データの共有化を旨とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。(当面、大阪市域は除く)

1. ライフラインの電子化促進に向けた関係者間の調整とルールづくり
2. 道路占用申請業務(道路法第34条協議)に関わる添付図面のデータ流通
3. 位置参照点(基準点等)データ共有化及び測量成果(電子納品)のルールづくり
4. 大縮尺空間データの一元的な管理、更新手法の取り組み
5. 道路交通法に関わる協議図書のデータ流通
6. 技術支援・人材育成・広報、啓発活動
7. その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う

(組織)

第4条 本会は、別表—1に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 本会に、会長及び副会長を置く。

1. 会長は、本会を代表して協議会の運営に当たる。
2. 会長は、大阪府都市整備部事業管理室技術管理課長とする。
3. 副会長は会長を補佐して協議会の運営に当たる。
4. 副会長は、市町村及び公益企業の構成員の中から各1名、計2名をもって会長が指名し、協議会において承認する者をもって構成する。(別表—1備考欄)

(運営委員会及びワーキング・グループ等)

第6条 本会に、運営委員会及びワーキング・グループ等を置く。

1. 運営委員会は協議会及びワーキング・グループ等の運営方法、検討事項等について取りまとめ調整を行う。
2. 運営委員会は会長が指名する5名の委員(府、市、公益企業、関係団体、学識経験者から各1名)をもって構成する。(別表—2)
3. 学識経験者は、ワーキングの円滑な推進のため、各ワーキング内に個別のテーマに関する分科会を、運営委員会の合議により開催することができる。

(総会の開催)

第7条 総会は、原則として年2回開催するほか、必要に応じて会長が招集する。

(事務局)

第8条 本会の事務局は大阪府都市整備部事業管理室技術管理課技術情報グループに置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

(附則) この規約は、平成14年11月25日から施行する
 平成15年3月19日に一部改正する。
 平成16年3月22日に一部改正する。
 平成20年10月27日に一部改正する。
 平成22年11月30日に一部改正する。
 平成23年3月18日に一部改正する。
 平成24年10月30日に一部改正する。
 平成25年10月30日に一部改正する。
 平成26年12月17日に一部改正する。

別表-1

組織名	構成員	備考
大阪府	都市整備部事業管理室技術管理課長	(会長)
	都市整備部交通道路室道路環境課長	
	他関連室課長	
大阪府警察本部	交通部交通規制課長	
府下市町村	道路管理所管部長 (大阪市:オブザーバー)	(副会長:豊中市)
公益企業(ユーティリティ)等		
大阪ガス株式会社	導管事業部 計画部 計画チーム マネジャー	(副会長)
NTT 西日本	基盤サービス部 サービス運営グループ長	
関西電力株式会社	経営改革 IT 本部 IT戦略グループ マネジャー	
(関連団体)		
(株)オージス総研	ソリューション開発本部 エネルギーソリューション第三部 GISソリューション第一チームマネージャ	
(株)NTT ネオメイト	IT ビジネス本部 ソリューションビジネス部長	
NTT インフラネット(株)関西支店	事業開発本部長	
(株)ケイ・オプティコム	通信サービス事業本部 光ファイバ設備計画グループ 光ファイバ設備 業務機械化チーム チームマネジャー	
大阪府測量設計業協会	大阪府測量設計業協会会長	
大阪土地家屋調査士会	公共事業部長	
学識経験者		
地理情報システム学会	関西支部	
日本写真測量学会	関西支部	
オブザーバー		
国土交通省	国土政策局国土情報課 国土地理院近畿地方測量部	

事務局：大阪府都市整備部事業管理室技術管理課技術情報グループ

* 協議会のメンバーは、当面上記で構成し、順次拡大予定。

* 府下市町村は任意に協議会構成員になり得るものとする。

別表－２

「GIS 大縮尺空間データ官民共有化推進協議会」運営委員及びWG幹事

1. 運営委員会

	大阪府	市町村	民間	学識経験者
運営委員（５名）	都市整備部事業管理室	豊中市	大阪ガス㈱ 大阪府測量設計業協会	地理情報システム 学会関西支部

2. WG 幹事

WG1～4の区分を設けない幹事：堺市、東大阪市、八尾市

(WG1)空間基盤データの整備と更新				
取組み項目	官	学	民間	備考
1)基盤地図情報500レベル整備モデル事業 (継続) 2)地方自治体版『地理空間情報基本計画』の 提案 3)Web版位置参照点閲覧システム (府内市町村データ公開の拡大) 4)街区基準点等、管理一元化に向けた検討	府事業管理室 高槻市 富田林市 岸和田市 大阪狭山市 阪南市		大阪ガス㈱ 大阪府測量設計業 協会	大阪ガス㈱は、 関係する場合に 参加
(WG2)コンテンツの整備と流通				
取組み項目	官	学	民間	備考
1)道路調整会議、埋設物調査(道路法34条協 議)の電子化 2)道路占用申請の電子化検討 3)GISを利用した情報共有システムの活用に ついて 4)新規テーマの提案検討	府事業管理室 府道路環境課 阪南市 門真市	地理情報シス テム学会関西 支部 日本写真測量 学会関西支部	大阪ガス㈱ 関西電力㈱ NTT西日本 ㈱オービス総研 大阪府測量設計業 協会	
(WG3)運営母体検討				
取組み項目	官	学	民間	備考
1)運営主体のあり方を検討 (NPO等の可能性など、阪南市システムでの試 算、大阪ガスの報告をもとに検討)	府事業管理室 阪南市 門真市 豊中市		大阪ガス㈱ 関西電力㈱ NTT西日本 ㈱オービス総研 大阪府測量設計業 協会	WG2+運営委員 ㈱オービス総研 は、関係する場 合に参加
(WG4)技術支援・普及促進策検討				
取組み項目	府	学	民間	備考
技術支援・啓発活動の強化 (支援グループ設置・研修会企画・CPD検討)	府事業管理室 豊中市	地理情報シス テム学会関西 支部 日本写真測量 学会関西支部	大阪ガス㈱ ㈱オービス総研 大阪府測量設計業 協会	㈱オービス総研 は、関係する場 合に参加

補足

- 1)WG 幹事は、状況に応じて各会員を WG に加えることができる。
- 2)各会員は、参加したい WG に自由に加わることができる。
- 3)各 WG は複数で組み合わせて運営することができる。
- 4)WG4 は、協議会構成員および非構成員から成る GIS 支援グループを設置し、各 WG の活動を支援する。

3. 電子道路占用協議・申請システムの業務取扱い

運営主体	(社)大阪府測量設計業協会
業務内容	システムの管理 申請の受理及び利用料金の請求・出納